

訪問介護及び介護予防訪問介護相当事業の運営規程

(事業の目的)

第1条 この事業者が行う訪問介護及び介護予防訪問介護相当事業は、高齢者が要介護状態又は要支援状態等となった場合においても、入浴、排泄、食事の介護その他の日常生活にわたる援助を行うことにより、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 運営の方針は次に掲げるところによるものとする。

- (1) 指定訪問介護及び指定介護予防訪問介護相当事業は、利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止又は要介護状態となることの予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行うものとする。
- (2) 事業所は自らその提供する訪問介護及び介護予防訪問介護相当事業の質の評価を行い、常にその改善を図るものとする。
- (3) 事業所は訪問介護及び介護予防訪問介護相当事業の提供に当たっては、訪問介護計画及び介護予防訪問介護計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な援助を行う。
- (4) 事業所は訪問介護及び介護予防訪問介護相当事業の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者またはその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行う。
- (5) 事業所は訪問介護及び介護予防訪問介護相当事業においては、訪問介護計画及び介護予防訪問介護計画の作成後は、訪問介護及び介護予防訪問介護計画の実施状況の把握（モニタリング）を行い、モニタリング結果を居宅介護支援事業者及び介護予防支援事業者に報告するものとする。
- (6) 訪問介護及び介護予防訪問介護の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行う。
- (7) 常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、適切な相談及び助言を行う。

(事業所の名称及び所在地)

第3条 この事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 株式会社ハートケアサービス
- (2) 所在地 青森市中央1丁目27-5

(従業者の職種、員数及び職務の内容)

第4条 この事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名

管理者は、この事業所の従事者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、自らも指定訪問介護及び指定介護予防訪問介護相当事業の提供に当たる。

- (2) サービス提供責任者 4名以上

サービス提供責任者は、訪問介護計画及び介護予防訪問介護計画の作成及び説明を行うほか、指定訪問介護及び指定介護予防訪問介護相当事業の利用の申し込みに係る調整、訪問介護等に対する技術指導等のサービスの内容の管理を行うとともに、自らも指定訪問介護及び指定介護予防訪問介護相当事業の提供にあたる。

- (3) 訪問介護員等 常勤 10名 非常勤 17名

訪問介護員は、訪問介護計画書及び介護予防訪問介護計画に基づき指定訪問介護及び指定介護予防訪問介護相

当事業の提供にあたる。

(4) 事務職員 3名

介護保険給付費等の請求事務及び通信連絡事務等を行います。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から土曜日までと祝日とする。
ただし、8月13日から8月15日と12月31日から1月3日までを除く。
- (2) 営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。

(訪問介護及び介護予防訪問介護相当事業の内容及び利用料その他の費用の額)

第6条 訪問介護及び介護予防訪問介護相当事業の内容は、次のとおりとする。

- (1) 訪問介護及び介護予防訪問介護相当事業では身体介助、生活援助、通院等乗降介助があり訪問介護及び総合事業訪問介護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣又は青森市長が定める基準によるものとし(訪問介護重要事項説明書、介護予防訪問介護相当事業重要事項説明書参照)、当該訪問介護及び介護予防訪問介護相当事業が法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。
- (2) 訪問介護の提供をキャンセルする場合に際しては、キャンセルの連絡のあった時間に応じて、下記によりキャンセル料の支払いを受けるものとする。
前日までにご連絡があった場合 無料
当日にご連絡があった場合 1提供当たり1,000円
※ただし、利用者の病状の急変や急な入院等の場合には、キャンセル料は請求しないものとする。
- (3) 通院、外出時の移送代は別途料金となる。(片道1kmまで110円となり、以降1km毎110円加算)
- (4) 次条に定める通常の事業の実施地域を超えて行う事業に要する交通費は、その実費を徴収する。なお、自動車を利用した場合の交通費は次の額とする。
通常の事業の実施地域を超えた地点から、片道1kmまで110円となり、以降1km毎110円加算。
- (5) 前3項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得ることとする。

(通常の事業の実施地域)

第7条 通常の事業の実施地域は、青森市とする。

(緊急時等における対応方法)

第8条 訪問介護員は、現に訪問介護及び介護予防訪問介護相当事業の提供を行っているときに利用者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに、主治医への連絡を行う等の必要な措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

また、主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送時等の必要な措置を講じるものとする。

- (1) 訪問介護及び介護予防訪問介護相当事業の提供により事故が発生した場合は、市、保険者市町村、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講ずるものとする。
- (2) 利用者に対する訪問介護及び介護予防訪問介護相当事業の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第9条 訪問介護員等の資質の向上のために、次のとおり研修の機会を設けるものとする。

- ・採用時研修 採用後1ヶ月以内
- ・継続研修 年1回

- (1) 事業者は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイダンス」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとする。
- (2) 事業者、従業者及び従業者であった者は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らさない。また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続する。
- (3) 事業者は従業者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- (4) 事業者は利用者等の人権の擁護・虐待防止等のために、虐待防止に関する責任者を選定し、従業者に対する虐待防止を啓発・普及する為の研修を行い、虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報する。
- (5) この規程に定めるもののほか、この事業所の運営に関する事項は、株式会社ハートケアサービスと事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規定は、平成24年11月1日施行する	令和元年7月 1日一部改正。
平成25年4月1日一部改正。	令和元年8月 15日一部改正。
平成26年2月1日一部改正。	令和元年10月1日一部改正。
平成26年4月1日一部改正。	令和元年10月1日一部改正。
平成26年5月1日一部改正。	令和2年 7月 9日一部改正。
平成26年12月2日一部改正。	令和2年12月 1日一部改正
平成27年4月1日一部改正。	令和3年 1月 1日一部改正
平成27年12月1日一部改正。	令和3年 4月 1日一部改正。
平成28年5月1日一部改正。	令和3年5月16日一部改正。
平成29年4月1日一部改正。	令和3年11月1日一部改正。
平成29年8月1日一部改正。	
平成30年4月1日一部改正。	
平成30年7月1日一部改正。	
平成31年2月1日一部改正。	
平成31年3月1日一部改正。	
平成31年4月1日一部改正。	